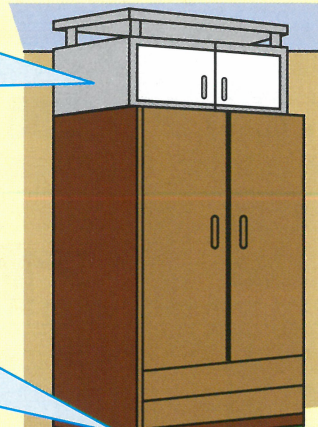


地震に備えましょう

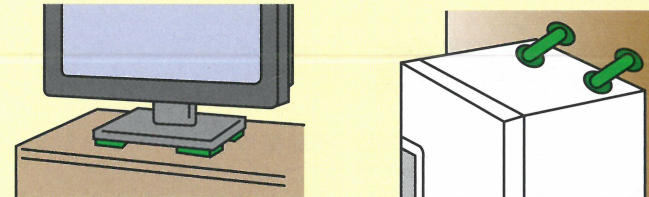
強い揺れに見舞われると、家具の落下や、転倒、ガラスの破損などが起きることが想定されます。「緊急地震速報」を見聞きしても、これらの危険に対する備えができていなければ身の安全を守ることができません。

日頃から地震への備えを心がけると共に、室内の安全な場所を把握しておきましょう。

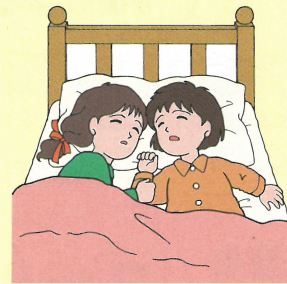
◆ **家具転倒防止収納ユニット**
家具と天井の間に埋めて固定するもう一つの方法です。普段は収納として活用できます。



◆ **ストッパー式防止器具**
家具を壁から3~5cm離し、上部を壁につけるようにして家具を傾け、下部の隙間にストッパーを入れて固定します。



◆ **粘着マット・粘着ベルト**
大地震の時は、テレビが飛んだり、冷蔵庫が倒れたりします。これらは、粘着マットや粘着ベルト等でしっかり固定します。



◆ **寝室を安全に**
寝室、子供や高齢者のいる部屋には家具を置かないようにしましょう。家具などが倒れたり、移動することにより、逃げ遅れる可能性があります。

◆ **ガラス飛散防止フィルム**
大地震により、食器棚のガラス扉が割れて食器が飛び出したり、ガラスが割れると大変危険です。ガラス面には飛散防止フィルムを貼りましょう。



家具転倒防止等推進事業

新居浜市では、地震発生時の人的被害の軽減を図るために、自力では家具転倒防止器具及びガラス飛散防止フィルムの施工が困難な皆さんを対象に、施工の費用を市が負担する家具転倒防止等推進事業を実施しています。安全な住まいづくりの第一歩として、お気軽にご利用ください。

対象世帯

新居浜市内に居住し、かつ、次の①~⑤のいずれかに該当する者のみの世帯とします。

- ① 65歳以上の者
- ② 介護保険法における要支援1から要支援2又は要介護1から要介護5のいずれかの認定を受けている者
- ③ 身体障害者手帳1級または2級の所持者
- ④ 療育手帳の所持者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の所持者

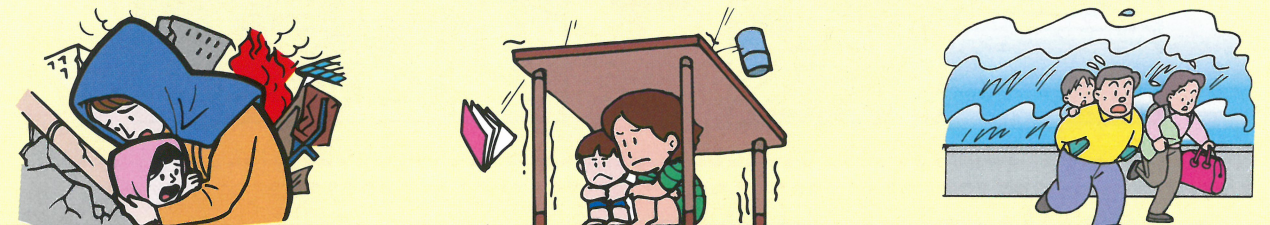
内容

- ① 1世帯につき、器具で固定する家具3点及びガラス飛散防止フィルム4枚の施工に係る費用を新居浜市が負担します。
- ② 固定する器具及び飛散防止フィルムの購入に要する費用は本人負担とします。
- ③ 事業の利用は、1世帯各1回です。
- ※ 詳細は、防災安全課まで。

問い合わせ 防災安全課 ☎65-1282

緊急地震速報の利用と対応

緊急地震速報を見たり聞いたりしたら、
周辺の状況に応じて
あわてずに、身の安全を確保してください。



緊急地震速報は、地震の発生及びその規模を素早く知り、地震による強い揺れが始まる数秒から数十秒前に強い揺れが来ることをお知らせする情報です。

きん きゅう じ しん そく ほう
緊急地震速報のしくみ



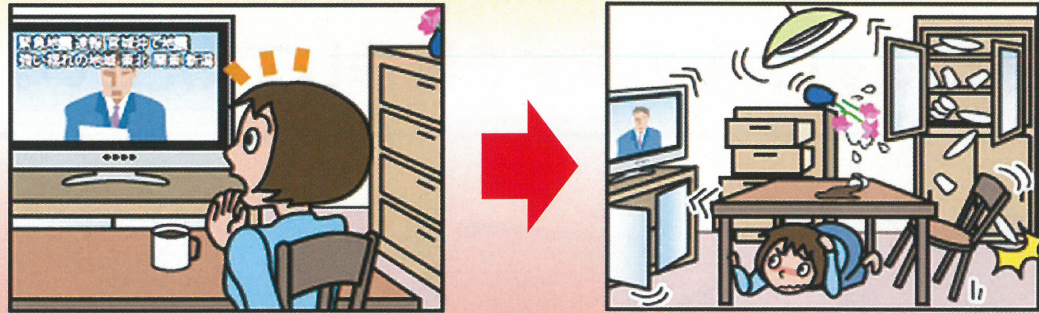
新居浜市

緊急地震速報を見たり聞いたりしたら



緊急地震速報を見聞きした時は
まわりの人に声をかけながら、あわてず、身の安全を確保しましょう

家庭では 頭を保護し丈夫な机の下などに隠れる
あわてて外へ飛び出さない

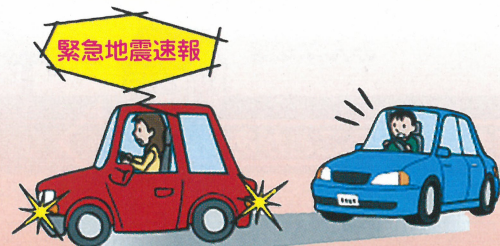


人がおおぜいいる施設では

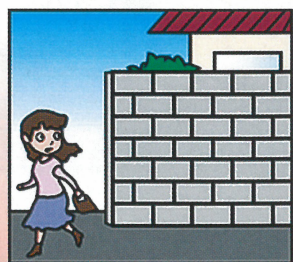
係員の指示に従う
落ちついて行動
あわてて出口に走り出さない



自動車運転中は
あわててブレーキをかけない
ハザードランプを点灯し、
揺れを感じたらゆっくり停止



屋外(街)では
ブロック塀の倒壊等に注意
看板や割れたガラスの落下に
注意し、ビルのそばから離れる



【気象庁HPより】

緊急地震速報内容

※チャイム音「ピロンポン」×2回

緊急地震速報チャイム音+「緊急地震速報 大地震です 大地震です」
緊急地震速報チャイム音+「緊急地震速報 大地震です 大地震です」
緊急地震速報チャイム音+「緊急地震速報 大地震です 大地震です」
「こちらは防災新居浜市です」+下り4音チャイム

きんきゅうじ しん そく ほう
緊急地震速報は、どうやって聞くことができるの？



テレビやラジオを視聴している時に、報知音とともに放送されます



緊急地震速報を受信し、報知音で知らせる携帯電話があります



市町村の防災行政無線から報知音とともに伝えられます

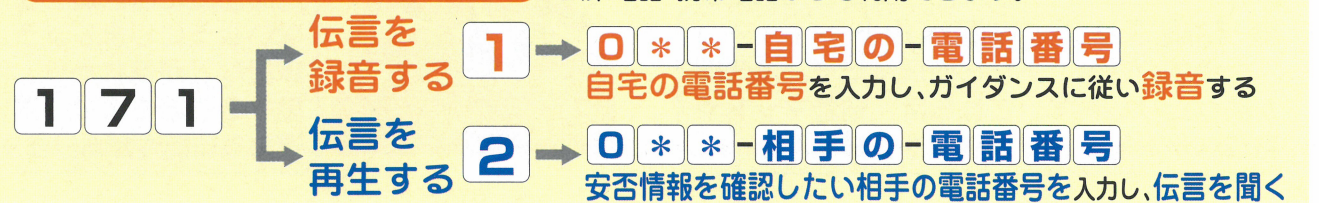


受信端末などでは、気象庁が発表する警報や予報のほか、独自に個別地点の震度などを予想し、報知します

災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板

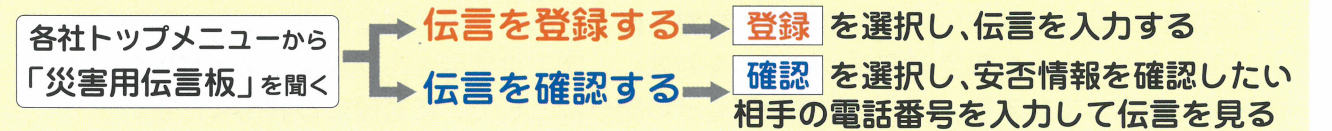
☎ **災害用伝言ダイヤル 171**

災害用伝言ダイヤルは、災害発生時に電話番号別にメッセージを録音したり聞いたりすることができるサービスです。公衆電話・携帯電話からも利用できます。



☎ **携帯電話 災害用伝言板**

災害時、携帯電話で通話することは困難ですが、一部機種を除いてはメールの送受信ができ、携帯のWebサイト「災害用伝言板」なども連絡を取り合う手段として利用できます。



防災行政無線電話応答システム

災害時の緊急放送及び市役所からの行政放送の放送内容を確認することができる電話応答システムを運用しています。

さいなんくるな にいはま

050-3797-2180

※J-アラートからの放送（緊急地震速報や弾道ミサイル情報等）には対応していません。